

筑西市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成25年11月1日

筑西市長 須藤 茂

筑西市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）における現場代理人の兼務（以下「兼務」という。）に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼務)

第2条 市長は、設計金額が2,500万円（消費税を含む。）未満の建設工事（以下「対象建設工事」という。）については、2件までの兼務を認めることができる。ただし、建設工事の運営、取締り又は権限の行使等において支障があると認める場合は、この限りでない。

(兼務を認める建設工事の明示)

第3条 市長は、対象建設工事については、当該工事の発注図書に兼務を認めることの可否を記載するものとする。

(兼務の届出)

第4条 建設工事の請負者（以下「工事請負者」という。）は、兼務させようとする場合は、現場代理人兼務届出書（別記様式）を建設工事の担当課に提出しなければならない。この場合において、建設工事の担当課が異なるときは、他方の建設工事の契約書の写し、位置図及び工程表を添えて、当該届出書をそれぞれの建設工事の担当課に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、当該届出書に不備がないと認めるときは、当該届出書を受理するものとする。

(順守事項)

第5条 工事請負者は、兼務をさせるに当たっては、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 各建設工事の担当課と現場代理人の連絡手段を確保すること。
- (2) 現場代理人には、兼務する建設工事のいずれかに必ず駐在し、一方に偏ることなく適切に現場を管理させること。

(3) 兼務する建設工事にはそれぞれに連絡員を定め、現場代理人が不在のときは連絡員を当該工事現場に駐在させ、各建設工事の担当課との連絡並びに現場の安全管理及び取締りに支障を生じさせないこと。

(兼務の取消し)

第6条 市長は、兼務に係る建設工事について、工事請負者が前条の順守事項に違反し、又は工事請負者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じたと認める場合は、当該兼務を取り消すことができる。

(現場代理人の責務)

第7条 現場代理人は、兼務するいずれかの建設工事の現場に従事しているときであっても、兼務する他の建設工事の現場代理人の契約上の職務を免じられるものではない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

現場代理人兼務届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
(工事請負者) 所 在 名 称 代表者名 印		
<p>建設工事の現場代理人を兼務したいので、筑西市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>なお、現場の施工に当たっては、連絡体制を整え、関係法令等及び筑西市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する事務取扱要綱の規定を順守して安全管理等を適切に実施します。</p>		
現在の建設工事	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 ( 日間)
	工事担当課	
	請負金額	円(うち消費税 円)
	工事概要	
	連 絡 員	(氏名) (電話番号)
新たな建設工事	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 ( 日間)
	工事担当課	
	請負金額	円(うち消費税 円)
	工事概要	
	連 絡 員	(氏名) (電話番号)
兼務する現場代理人	(氏名) (電話番号)	
添付書類	他方の建設工事の契約書の写し、位置図及び工程表 (注) 建設工事の担当課が異なる場合のみ添付	

(注) 建設工事の担当課が異なる場合は、この書類を2部作成してそれぞれの建設工事の担当課に提出すること。